

## プラント状況確認結果(令和元年11月19日～令和元年11月26日)

令和元年11月27日  
福島県原子力安全対策課

令和元年11月19日～令和元年11月26日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

### プラント状況(11月26日午前11時)

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 <sup>※2</sup>
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m <sup>3</sup> /h)	2.8	2.8	2.9	—
		圧力容器 底部温度(°C)	21.7	26.6	25.9	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	1.12×10 <sup>-3</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.06	0.08	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	21.7	21.9	20.6	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

### (1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(11月26日午前10時)

最小 0.402(MP-6)～最大 1.244(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

### (2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月25日採取分)

最小 検出限界値未満(6号機取水口前) ※検出限界値は約0.52 Bq/L

～最大 19(1～4号機取水口内南側) Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

### (3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月25日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.65 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.66 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

### (4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

### (5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(11月22日採取分)

最小 検出限界値未満（3、4、5、6号機）※各検出限界値は3.8、4.4、4.7、5.2 Bq/L  
～ 最大 690（1号機）Bq/L

トラブルの概要（令和元年11月19日～令和元年11月26日）

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■6号機残留熱除去系（B）圧力制御室吸込弁の手動操作ハンドルの軸折損について  
（11月26日発生）

6号機残留熱除去系（B）において、11月19日に圧力抑制室吸込弁に弁体のシートリークが確認されたことから、同日、東電は当該電動弁を手動操作にて閉側に増し締めを実施したところ、手動操作ハンドルの軸を折損しました。そのため、残留熱除去系（B）としては、経済産業省告示327号に定める「安全上重要な機器等」の要求機能の内、燃料プール水の補給機能を満足しないことを確認しました。

以上のことから、11月26日午後3時00分、6号機残留熱除去系（B）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第4号「安全上重要な機器等の点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。」に該当すると判断しました。なお、6号機の原子炉内には燃料はなく、6号機残留熱除去系（A）、および補給水系による使用済燃料プールへの補給は可能な状態です。使用済燃料プールの運転状態は異常ありません。

詳しくはこちら [\(1\)](#) をご覧ください。

## \* 実施計画及び監視項目に関する解説

### ○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

### ○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

### ○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm<sup>3</sup>以下であることが定められています。

### ○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

### ○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）